

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日

30 川こ監第 64 号

【局長専決】

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費の支給等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるようにするため、市長が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して行う指導監査に関し、必要な事項を定める。

(実施方針等)

第 2 条 この要綱に基づく指導（以下「指導」という。）は、特定教育・保育施設等に対し、法第 33 条及び第 45 条に定める特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「設置者等」という。）の責務、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 36 号）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号）等に定める特定教育・保育及び特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供及び施設の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 この要綱に基づく監査（以下「監査」という。）は、設置者等について、法第 39 条及び第 40 条並びに第 51 条及び第 52 条に定める措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合及び次条第 1 項に規定する実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命若しくは身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は施設型給付費等の請求に不正若しくは著しい不当が認められる場合で監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

3 こども未来局長は、指導及び監査を適切に実施するため、主眼事項及び着眼点を定めるものとする。

(指導形態等)

第 3 条 指導は、特定教育・保育施設等の所管課（以下「所管課」という。）が設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導（以下「集団指導」という。）と、

こども未来局総務部監査担当（以下「監査担当」という。）が特定教育・保育施設等に対して行う指導（以下「実地指導」という。）に区分して実施するものとし、実地指導においては、必要に応じて所管課と合同で実施するものとする。

2 実地指導は、特定教育・保育施設等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた認定こども園（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所を除く。以下「幼稚園型認定こども園等」という。）を除く。）に対して、児童福祉法第 34 条の 17 及び第 46 条並びに認定こども園法第 19 条に基づき実施する指導監査と併せて実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等のうち幼稚園及び幼稚園型認定こども園等の実地指導は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき神奈川県が実施する立入検査と併せて実施するものとする。

（監査の実施）

第 4 条 監査は、次の各号に掲げる情報に基づき、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。ただし、第 3 号又は第 4 号の情報に基づき実施する場合は、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）及び施設型給付費等の請求データ等の分析から特異な傾向を示す事業者に係る情報
- (2) 法第 14 条第 1 項の規定に基づき立入検査を行った所管課が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報
- (3) 死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命、心身及び財産への重大な被害が生じるおそれのある事項に関する情報
- (4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

2 監査は、監査担当と所管課が合同で実施するものとする。

（実施通知等）

第 5 条 監査担当及び所管課は、指導の実施に当たっては、あらかじめ日時、場所、予定される指導内容等を設置者等に通知する。

2 監査担当及び所管課は、実地指導又は監査を効率的に実施するため、特定教育・保育施設等に対し事前に資料の提出を求め、又は、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出をさせることができる。

3 監査担当は、実地指導を行った場合には、実施場所等において、その結果について特定教育・保育施設等の代表者に対し講評を行う。

（指導及び監査結果の通知等）

第 6 条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 指導結果の通知等 監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 監査結果の通知等 監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の指導・監査実施要綱の廃止)

2 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の指導・監査実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。